

広島県告示第799号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成25年10月28日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県府中市目崎町762番地 リョービ株式会社 代表取締役社長 浦上 彰
工場又は事業場の所在地及び名称	府中市鶴飼町800-2 リョービ株式会社広島東工場

2 申請の内容

他の特定事業場から排出される水を処理することに伴い、74特定事業場から排出される水の処理施設1基を新設し、65酸又はアルカリによる表面処理施設2基を他の特定事業場へ承継することに伴い廃止する。

また、排水処理施設1基及び雨水専用排水口2か所を他の特定事業場へ承継することに伴い廃止する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	74特定事業場から排出される水の処理施設（排水処理施設2）
能	力	容量 150m ³ /日
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着工後直ちに

等	使用開始予定年月日	平成26年1月1日		
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	24時間		
	項	通 常	最 大	
	排出される 汚水態	水素イオン濃度(単位:水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	10	20
		化学的酸素要求量	10	20
		浮遊物質	20	30
		窒素含有量	25	30
		リン含有量	1	1.5
		ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量	3	5
		亜鉛含有量	1.5	2
溶解性鉄含有量	7	10		
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	100	150		
汚水等の排出先	第五排水口			

(その2) 65酸又はアルカリによる表面処理施設 2基 廃止 (他の特定事業場へ承継)

(2) 汚水等の処理の方法

排水処理施設 1基 廃止 (他の特定事業場へ承継)

(3) 排出水の汚染状態

雨水専用排水口 2か所 廃止 (他の特定事業場へ承継)

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成25年10月28日から平成25年11月18日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課並びに府中市まちづくり部整美保全課